

○総務省訓令第17号

総務省政策評価基本計画を次のように定める。

平成24年6月1日

総務大臣 川端 達夫

総務省政策評価基本計画

目次

- 第1章 総則
- 第2章 政策評価の実施に関する方針
 - 第1節 政策評価の実施に関する基本的な考え方
 - 第2節 政策評価の方式
- 第3章 政策評価の観点に関する事項
- 第4章 政策の効果の把握に関する事項
- 第5章 事前評価の実施に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 事前評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針
- 第6章 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施等に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 事後評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針
- 第7章 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 第8章 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 具体的な仕組み
- 第9章 政策評価等に関する情報の公表に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 具体的方法
- 第10章 政策評価の実施体制に関する事項
 - 第1節 実施体制
 - 第2節 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備
 - 第3節 地方公共団体との連携・協力
- 第11章 その他政策評価の実施に関し必要な事項

第1章 総則

1 目的

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第6条及び「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、政策評価を総務省（公害等調整委員会を除く。以下同じ。）の政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その計画的かつ適切な実施を図ることを目的とする。

2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成25年度から平成29年度までの5年間とする。

第2章 政策評価の実施に関する方針

第1節 政策評価の実施に関する基本的な考え方

- 1 総務省の政策について政策評価を実施することにより、
 - ① 政策の質及び行政の政策形成能力の向上並びに職員の意識改革の進展による、国民本位の効率的で質の高い行政及び国民的視点に立った成果重視の行政の実現
 - ② 政策評価に関する一連の情報の公表に伴い国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることによる、政策及びそれに基づく活動についての透明性の確保並びに行政に対する国民の信頼の向上を図る。
- 2 総務省の担う広範な行政分野において、政策評価を実施することにより前項に記載する効果を上げるには、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保することが必要である。

このため、総務省の主要な政策（法第6条第3項に規定する政策をいう。以下同じ。）について行政分野ごとに整理し、当該政策の基本目標及びその下で具体的にどのような施策目標を達成しようとするのかという関係をあらかじめ明らかにした上で、政策評価を実施する。

また、政策が、複数行政機関に関係する政策と関連する場合は、当該複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努める。

なお、国民的視点に立った成果重視の行政を実現するためには、政策の目標は当該政策が実現を目指す成果（アウトカム）、すなわち、政策の実施により結果として国民にどのような便益がもたらされたかを表すものであることが重要である。
- 3 「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において政策評価の機能の発揮について定められたことを踏まえ、施政方針演説等で示された政策について、政策評価を適時的確に実施することが必要である。

第2節 政策評価の方式

- 1 総務省の評価方式

政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて、実績評価方式、事業評価方式又は総合評価方式を用いる。
- 2 実績評価方式

実績評価方式は、評価対象政策の目標をあらかじめ明示し、これに対する実績を定期的・継続的に測定・評価する方式であることから、総務省の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用する。
- 3 事業評価方式

事業評価方式は、事業を対象としてあらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し評価する方式であることから、事業やその実施手段についての企画立案、事業の実施に当たっての判断や、一定期間経過した事業の有効性の検証及びその見直し等に活用する。
- 4 総合評価方式

総合評価方式は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し評価する方式であることから、分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、総務省の政策評価を充実する評価方式として活用する。

第3章 政策評価の観点に関する事項

総務省の政策評価は、評価の対象とする政策の特性に応じて以下の観点を選択、具体化し、当該政策が総務省の任務遂行上有効か否かを確認しつつ、総合的に行う。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示されたものとして、

- ① 必要性：政策の効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか
- ② 効率性：投入された資源量に見合った結果が得られるか、又は実際に得られているか、他に効率的な方法がないか
- ③ 有効性：政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか

がある。

上記のほか、

- ④ 公平性：行政目的に照らして政策の効果や費用の負担が公平に分配されるものとなっているか、又は実際に分配されているか
- ⑤ 優先性：以上の観点からの政策評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきか

を政策の特性に応じて選択して用いる。

第4章 政策の効果の把握に関する事項

1 政策の効果の把握の方法

政策の効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策の効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いる。

その際、できる限り政策の効果を定量的に把握することができる手法を用い、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結び付かない場合においては、政策の効果を定性的に把握する手法を用いる。この場合においても、できる限り客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図る。

2 政策の効果の把握に当たっての留意点

政策の所管部局等は、当該政策に基づく活動の実施過程等を通じて政策の効果の把握に必要な情報が効果的・効率的に入手できるよう、また、情報収集等により相手方に過大な負担をかけることがないように、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮する。

第5章 事前評価の実施に関する事項

第1節 基本的考え方

- 1 事前評価は政策やその実施手段の企画立案等に当たり、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策の効果为基础としての的確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から、今後の課題及び取組方針等の検討と併せて行う。
- 2 事前評価については、政策の効果が発現した段階において事後評価によりその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていく。

- 3 研究開発を対象とする事前評価は、法、基本方針及びこの計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）等を踏まえて行う。

第2節 事前評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針

- 1 基準とする評価方式
基準とする評価方式は、事業評価方式とする。
- 2 事前評価の対象政策
(1) 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。
 - ① 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策
 - ② その他事前の検証が必要と認められる政策
(2) 上記(1)に該当する政策のうち、研究開発及び公共事業に係る評価の単位は、箇所付け、案件採択等を行う事業等の単位を基本とする。

第6章 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施等に関する事項

第1節 基本的考え方

- 1 事後評価は、総務省の主要な政策についてその状況を国民に明らかにするとともに、政策の決定後において、政策の効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善、新たな政策やその実施手段の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から、今後の課題及び取組方針等の検討と併せて行う。
- 2 研究開発を対象とする事後評価は、法、基本方針及びこの計画で定めるところによるほか、大綱的指針等を踏まえて行う。

第2節 事後評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針

- 1 基準とする評価方式
基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。
- 2 事後評価の対象政策
(1) 予算・決算との連携の要請を踏まえて整理した以下に掲げる総務省の主要な政策については、計画期間内において、実績評価方式により政策評価を実施する。
 - ア 行政改革・行政運営
 - ① 適正な行政管理の実施
 - ② 行政評価等による行政制度・運営の改善
 - イ 地方行財政
 - ① 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
 - ② 地域振興（地域力創造）
 - ③ 地方財源の確保と地方財政の健全化
 - ④ 分権型社会を担う地方税制度の構築
 - ウ 選挙制度等
選挙制度等の適切な運用
 - エ 電子政府・電子自治体
電子政府・電子自治体の推進
 - オ 情報通信（ICT政策）
 - ① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

- ② 情報通信技術高度利活用の推進
- ③ 放送分野における利用環境の整備
- ④ 情報通信技術利用環境の整備
- ⑤ 電波利用料財源による電波監視等の実施
- ⑥ ICT分野における国際戦略の推進

カ 郵政行政

郵政民営化の着実な推進

キ 国民生活と安心・安全

- ① 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
- ② 恩給行政の推進
- ③ 公的統計の体系的な整備・提供
- ④ 消防防災体制の充実強化

(2) 次のいずれかに該当する政策で法第7条に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式により政策評価を実施する。

- ① 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの
- ② 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（第5章第2節2（1）①に係る事前評価を実施したものを除く。）
- ③ その他事後の検証が必要と認められる政策

(3) 法第7条第2項第2号に規定する政策については、実施計画に上記（1）及び（2）とは別に規定し、当該政策の特性等に応じた評価方式により政策評価を実施する。

(4) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式により政策評価を実施する。

3 総務省の主要な政策の評価の方法

総務省の主要な政策の評価は、あらかじめ、当該政策とその基本目標及びその下で達成すべき施策目標を明らかにし、その達成度合いを測るための目標（値）を設定した指標（以下「基本目標等」という。）を設定、公表し、それらの達成度合いについて、実績評価方式により政策評価を行う。

基本目標等については、毎年度当初に設定し、基本目標等の設定に当たって前提とした事情が大きく変化したこと等により、これらを変更せずに評価することが適当ではないと認められる場合にあつては、速やかにこれらの見直しを行い、その結果を公表する。

4 実施計画

実施計画は、各年度における事後評価の対象とする政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法について定めるものとし、当該評価を実施する年度当初に策定し、公表する。

第7章 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価は、政策のマネジメント・サイクルにおいて、広範な視点からできる限り客観的なものとして実施されることを確保することにより次の政策に活かされ、政策の質を高めることに意義がある。したがって、政策評価の実施に当たっては、政策評価制度、

評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等（以下「学識経験者等」という。）の協力を得ることが重要である。

具体的には、政策評価による政策のマネジメント・サイクルの在り方、総務省の主要な政策の基本目標等の設定、政策評価結果の取りまとめ等様々な段階において、学識経験者等から意見を聴取するなどにより積極的にその知見を活用する。

第8章 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

第1節 基本的考え方

政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。

第2節 具体的な仕組み

1 大臣官房各課への情報提供

政策の所管部局等は、当該政策の査定を担当する大臣官房各課が政策評価結果を政策の企画立案作業に活用できるよう、評価結果を速やかに関係する大臣官房各課に提出するとともに評価過程における情報を必要に応じて提供する。

2 大臣官房政策評価広報課への反映状況の報告

政策の所管部局等は、実績評価方式、事業評価方式又は総合評価方式による評価を実施した政策について、その評価結果の政策への反映状況を大臣官房政策評価広報課に報告する。

3 反映状況の公表

大臣官房政策評価広報課は、上記2により報告を受けた内容を速やかに取りまとめ、法第11条に基づく政策評価の結果の政策への反映状況（以下「政策への反映状況」という。）として、総務大臣（行政評価局）に通知するとともに、国民に分かりやすい形で公表する。

第9章 政策評価等に関する情報の公表に関する事項

第1節 基本的考え方

1 評価書においては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、法第10条第1項各号に掲げられている事項について分かりやすくかつ具体的に記載する。なお、政策評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにする。評価書の要旨においては、評価書の主な内容を簡潔に記述することにより政策評価の結果を分かりやすく示す。

2 政策への反映状況の公表は、政策評価の結果及び当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）を分かりやすくかつ具体的に記載したものにより行う。

3 法第10条に基づく評価書及びその要旨等の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の考え方に基づき適切に対応する。

第2節 具体的方法

政策評価結果等の公表は、総務省ホームページへの掲載、大臣官房政策評価広報課での配布、記者発表等国民が容易に入手できる方法で行う。

第10章 政策評価の実施体制に関する事項

第1節 実施体制

1 基本的考え方

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、大臣、副大臣及び大臣政務官の指示の下、大臣官房政策評価広報課と政策の所管部局等が適切に役割を分担し、組織として一体的な政策評価への取組を可能とする体制を以下のとおり整備する。

また、この体制を効果的・効率的に機能させていくため、大臣官房政策評価広報課及び政策の所管部局等は評価能力の向上に積極的に取り組む。

2 実施体制及び大臣官房政策評価広報課の果たす役割

(1) 政策の所管部局等と大臣官房政策評価広報課の役割

政策の所管部局等と大臣官房政策評価広報課の役割分担は次のとおりとする。また、大臣、副大臣及び大臣政務官の指示の下、その進捗状況等について、適時に大臣、副大臣及び大臣政務官へ報告する。

① 実績評価方式又は事業評価方式による評価については、政策の所管部局等が行い、必要に応じ大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等間の調整等を行う。

② 総合評価方式による評価については、大臣官房政策評価広報課又は政策の所管部局等が行い、必要に応じ大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等間の調整等を行う。

③ 大臣官房政策評価広報課は、上記①及び②のほか、基本計画、実施計画の策定、省全体の評価状況の取りまとめ及び公表等政策評価の総括を行うとともに、政策の所管部局における政策評価への取組を支援及び指導・助言する。

また、大臣官房政策評価広報課は、評価対象政策及びその目標、評価書等を取りまとめ、公表するに当たり、この計画及び実施計画に定めるところに沿って政策評価が行われているかを検証し、他の政策との整合性はとれているか、利用可能な評価手法が適切に利用されているか、分析のための指標・数値等が適切か、客観性は担保されているか、国民に分かりやすいものとなっているかに重点をおいて各部局から提出を受けた資料等を審査する。

(2) 法第15条の規定による資料の提出の要求及び調査等への対応

法第15条の規定による資料の提出の要求及び調査等の求めを受けた場合には、大臣官房政策評価広報課及び関係部局等は協議を行い、これに対応する。

(3) 政策評価の実施に関する省内連絡会

政策評価を円滑に実施するため、省内に「政策評価の実施に関する省内連絡会」（以下「連絡会」という。）を置くこととし、その庶務は大臣官房政策評価広報課において処理する。

連絡会においては、政策の所管部局等と大臣官房政策評価広報課との連絡調整を必要に応じて行う。

第2節 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。

また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。

第3節 地方公共団体との連携・協力

政策評価の実施に当たっては、国と地方公共団体は、適切な役割分担の下で相互に協力する関係に立って共に行政活動を行い、それぞれ自らの行政活動の効果を把握し政策評価を行うものであることを踏まえ、評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し必要な情報や意見の交換を行い、地方公共団体との適切な連携・協力を図る。

第11章 その他政策評価の実施に関し必要な事項

- 1 毎年度の評価書の提出時期等、この計画に定める事務の実施に必要な事項は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。
- 2 この計画については、法又は基本方針の見直し、政策の効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じ所要の見直しを行う。

附 則（平成24年6月1日総務省訓令第17号）

- 1 この訓令は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 平成24年度において実施する政策評価については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日総務省訓令第13号）

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度において実施する主要な政策に係る事後評価の対象政策については、なお従前の例による。

附 則（平成26年5月29日総務省訓令第23号）（抄）

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。
- 3 この訓令による改正後の総務省政策評価基本計画の規定にかかわらず、平成26年度において実施する主要な政策に係る事後評価の対象政策については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月18日総務省訓令第8号）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度において実施する主要な政策に係る事後評価の対象政策については、なお従前の例による。